

別紙（旧）中主ふれあいセンターの貸し出しについて

	事項	内容	備考
1	貸付物件	① （土地）572.00 m <sup>2</sup> 滋賀県野洲市吉地字白窪 1127 番の一部 滋賀県野洲市吉地字白窪 1128 番の一部 （物件配置図（朱塗り）の部分） ② （建物） 旧「中主ふれあいセンター」デイサービスセンター （参考：施設平面図（朱囲い）の部分…464.22 m <sup>2</sup> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付にあたっては、野洲市公有財産管理規則第 30 条の手続きが必要となります。</li> <li>駐車場（20 台分）</li> <li>電気、通信、上・下水、消防設備等建物に付属する設備及び不可分な備品含む。</li> </ul>
2	貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付期間 10 年（令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 14 年 3 月 31 日）</li> <li>満了時には協議により更新を妨げない。ただし、更新のときから 10 年を超える貸付はできない。</li> </ul>	
3	賃料の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>野洲市普通財産の貸付料に関する要綱（平成 23 年告示第 94 号）第 2 条及び第 3 条の規定により算定</li> <li>建設工事費（償却後額）及び土地の固定資産評価額を基準</li> <li>貸付年率（調整中）</li> <li>開業準備期間中は除算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考：令和 2 年度に、社会福祉法人に対してデイサービスとして貸出した時の貸付料 年間約 1,500 千円</li> <li>貸付料は契約期間中でも市の規定に従い、変更することがあります。</li> <li>光熱費・上下水道費などは実費負担となります。</li> </ul>
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状による貸付。</li> <li>現状変更、維持管理に要する費用は、すべて借手の負担。</li> <li>返却時は現状復旧を基本とするが、適用除外については市が個別に承認。</li> <li>地方自治法 238 条の 5 第 4 項の規定に則り、貸付期間中に市において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、市は契約を解除することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記により契約解除となった場合、借受人はこれによって生じた損失についてその補償を求めることができる。</li> </ul>



## 物件配置図



【航空写真出典】 国土地理院ホームページ 地図・空中写真閲覧サービス (CKK20081-C6-20 2008年5月7日撮影)  
<https://mapps.gsi.go.jp/contentsImageDisplay.do?specificationId=766256&isDetail=true>